助成申請書

年 　月　　日

資金分配団体

資金分配団体名称　　　殿

申請団体の住所

申請団体の名称

代表者の氏名　　　　　　　　 　　　　　　　　印

法人番号

担当者氏名

担当者部署／役職

担当者電話番号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき実行団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．申請団体の名称：

２．申請団体の住所：

３．実行団体としての業務を行う事務所の所在地（上記の申請団体と同じ場合は「同上」とご記入ください）

：

４．申請団体が申請に際して確認した次の（１）～（３）の事項等（別紙記載）

（１）申請資格要件について

（２）公正な事業実施について

（３）情報公開について（情報公開同意書）

　　５．当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
| ※４ | ※４ | ※４ |

以上

※記入上の注意点

１　印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

２　法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載してください。

３　住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても実行団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

４　上記５については、記入が必要な欄があります。申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る。）に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

（別紙）

**１　申請資格要件について**

当団体は、次の申請資格要件を確認し、将来においても下記１～１１には該当しないことを誓約します。

また、資金分配団体が必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報を警察に提供することについて同意します。

* 民間公益活動を行う団体

事業を公正かつ適確に実施できるようJANPIAが規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です（申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます）。

* 原則、過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体であることを求めます。後述のコンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも１団体に申請内容に関する活動の実績があることを求めます。
* 国外を活動範囲に含む場合は国内に主な活動拠点がある日本の法人
* 過去に実行団体として採択されている団体も申請可能です。
* 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は、別事業であることが必要です。（採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。（以下8を参照ください））
* 過年度の緊急支援枠（2020年度～2023年度）で 採択された事業と同一事業の申請は可能です。その場合は、過年度採択事業の実施状況を事業計画書に記載してください。また、同一事業申請の場合、事業の革新性・持続可能性、事業実施による社会的インパクトなどの要件とともに総合的に評価されます。

●　資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後６か月間は、当該団体による実行団体への公募申請はできないものとします。

※日本国外での活動を含む事業について

活動が国内にとどまらず国外に及ぶ場合であっても、優先的に解決すべき社会課題の解決に向けた取組であり、国民一般の利益の一層の増進に資するものに該当する場合、外交政策との整合性、　事業実施団体の安全確保、実効的な監督・評価の確保等の見地から、選定審査において事業ごとに可否を判断します。国外を活動範囲に含む場合、実行団体の公募対象は国内に主な活動拠点がある日本の法人のみとし、当該法人（実行団体）が国外の団体（休眠預金制度の助成対象外の団体）と連携して国外活動をする際は、当該法人が直接実施する事業のみを助成することとします。

※通常枠と緊急支援枠 の重複申請の可否

申請団体は通常枠と緊急支援枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。

以上に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

１　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

２　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

３　特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

４　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第22号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）

５　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体

６　暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

７　指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から３年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から３年を経過しない団体

８　同一の事業で同時期に複数の資金分配団体に申請している団体

９　役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

（イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

10　ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体

11　独立行政法人および国立大学法人

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

**２　公正な事業実施について**

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、資金分配団体が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 実行団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（１）　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと（監事についても同様)。

（２）　他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと(監事についても同様)。

2. 当団体は、実行団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない

業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。

3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

実行団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

**３　情報公開について（情報公開同意書）**

当団体は、資金分配団体が行う助成対象事業に関する実行団体としての助成の申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、本事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、次のとおり資金分配団体のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては資金分配団体の個人情報保護に関する規程等に同意します。

1. 当団体は、実行団体の公募に際し申請期間終了時に、「団体名」「所在地」「申請した事業の名称及び概要」が、資金分配団体のウェブサイトで公開されることを承諾いたします。

2. 当団体は、当団体が実行団体として選定された場合、「団体名」「選定された事業の名称及び概要」「選定過程」「選定結果」「選定理由」「選定された事業の助成額の総額及び内訳並びにその算定の根拠」が資金分配団体のウェブサイトで公開されることを承諾いたします。

以上